国立大学法人静岡大学教職員給与規程

07.04.01 最終改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 28 条第１項の規定に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第２条に規定する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

２　給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の関係法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第２条　教職員の給与は、基本給及び諸手当並びに賞与とする。

（基本給の適用範囲）

第３条　基本給は、職務内容その他の労働条件を考慮して決定する。

２　基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一般職基本給表（一）　（別表第１）
(2)　（削除）
(3)　教育職基本給表（一）　（別表第３）
(4)　教育職基本給表（二）　（別表第４）
(5)　教育職基本給表（三）　（別表第５）
(6)　医療職基本給表（一）　（別表第６）
(7)　医療職基本給表（二）　（別表第７）
(8)　特別職基本給表　（別表第８）

３　前項各号の各基本給表の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　第１号の適用を受ける者　事務職員及び技術職員
(2)　（削除）
(3)　第３号の適用を受ける者　教授、准教授、専任講師、助教、助手及び教務職員
(4)　第４号の適用を受ける者　附属特別支援学校に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
(5)　第５号の適用を受ける者　附属学校園（附属特別支援学校を除く。）に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
(6)　第６号の適用を受ける者　栄養士
(7)　第７号の適用を受ける者　看護師及び保健師
(8)　第８号の適用を受ける者　研究教育等で特に顕著な業績を有する教職員又は極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する教職員

４　第２項各号の基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

（諸手当）

第４条　諸手当は、次の各号に掲げる区分による。

(1)　扶養手当
(2)　管理職等手当
(3)　地域調整手当
(4)　広域異動手当
(5)　住居手当
(6)　通勤手当
(7)　単身赴任手当
(8)　特殊勤務手当
(9)　時間外労働手当

(10) 深夜労働手当
(11) 大学院調整手当
(12) 特別支援学校教員調整手当
(13) 特別資格調整手当
(14) 義務教育等教員特別勤務手当
(15) 教職調整手当
(16) 特別貢献手当

（賞与）

第５条　賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第６条　基本給、扶養手当、管理職等手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、特別資格調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は、月末までの全額を当月１７日に、特殊勤務手当、時間外労働手当及び深夜労働手当は、月末までの分を翌月１７日に支給する。 ただし、支給日（この項において、毎月１７日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

２　期末手当及び勤勉手当は、６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、支給日（この項及び第４項において、６月３０日及び１２月１０日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

３　通勤手当は、第１９条第６項に規定する支給単位期間に係る最初の月の給与の支給日に支給する。

４　特別貢献手当は、６月３０日に支給する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は１２月１０日に支給することができ、また、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（給与の支払）

第７条　教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は協定に基づき教職員の給与から控除すべき金額がある場合には、教職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第６条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割により速やかに支払う。

(1)　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、病気、災害及び葬儀の費用に充てるとき。

(2)　本人又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により１週間以上帰郷する場合

(3)　その他学長が特に必要と認めた場合

３　教職員が給与の全部又は一部につき自己の指定する預金口座又は貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

４　前３項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の形態）

第８条　教職員の給与のうち基本給及び諸手当は、月給制とする。

第２章　基本給の決定

（初任給）

第９条　新たに採用する教職員の初任給は、学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定める。

（昇格）

第１０条　勤務成績が良好な教職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

２　教職員を昇格させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

（昇給）

第１１条　教職員（特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、毎年１月１日に、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び同日前１年間の勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて行うものとする。ただし、財政状況等によっては、これを行わないことがある。

(1)　教員（国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程（以下「評価規程」という。）第３条第１号に規定する教員をいう。第30条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第５条の４の規定に基づく人事評価

(2)　領域の長（評価規程第３条第２号に規定する領域の長をいう。第30条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(3)　部局等の長（評価規程第３条第３号に規定する部局等の長をいう。第30条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(4)　副学長（評価規程第３条第４号に規定する副学長をいう。第30条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(5)　職員（評価規程第３条第５号に規定する職員をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度１０月から当該年度９月までの期間に係る評価規程第１７条第１項に規定する能力評価シートに基づく人事評価並びに昇給日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間及び昇給日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同条第２項に規定する業績評価シートに基づく人事評価

(6)　附属学校園の教員　国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

２　前項に規定する人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る昇給については、昇給日前１年間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて行うものとする。

３　前２項の規定により教職員（次項に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価等の結果等が良好であった教職員の昇給の号給数を４号給（一般職基本給表（一）７級以上及び教育職基本給表（一）５級以上の教職員（以下「特定教職員」という。）のうち一般職基本給（一）７級の職員にあっては、３号給）とすることを標準として次条に定める基準に従い決定するものとする。

４　一般職基本給表（一）８級以上、教育職基本給表（一）５級以上の教員及び55歳を超える教職員の第１項又は第２項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合、又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて次条に定める基準に従い決定するものとする。

５　教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第１２条　教職員を前条第１項又は第２項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項の規定により決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第９に定める号給数とする。

２　教職員の昇給区分は、人事評価等の結果等に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定する。

(1)　勤務成績が極めて良好である教職員　A

(2)　勤務成績が特に良好である教職員　B

(3)　勤務成績が良好である教職員　C

(4)　勤務成績がやや良好でない教職員　　D
(5)　勤務成績が良好でない教職員　　E

３　前年の昇給日後に新たに教職員となった教職員の昇給の号給数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定する号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

４　第１項及び第３項の規定による号給数が０となる教職員は、昇給しない。

５　前条及び前４項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（降格及び降給）

第１３条　就業規則第20条の２条各号のいずれか及び第20条の３に該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級又は号給にこれを降格または降給させることがある。

２　教職員を降格または降給させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

第１４条　削除

第３章　手当

（扶養手当）

第１５条　扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるものに対しては支給しない。

２　前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 削除
(2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
(3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
(4) 満６０歳以上の父母及び祖父母
(5) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については１人につき 6,500 円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき、13,000 円とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前４項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職等手当）

第１６条　管理職等手当は、別に定める管理又は監督等の地位にある職員について、その特殊性に基づき支給する。

２　管理職等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域調整手当）

第１７条　地域調整手当は、別に定める支給地域に在勤する教職員に支給する。

２　地域調整手当の月額は、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額の合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

３　前２項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（広域異動手当）

第１７条の２　教職員が事業場を異にして異動した場合において、異動の直前に在勤していた事業場の所在地と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離（以下「事業場間の距離」という。）及び異動の直前の住居と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離がいずれも６０キロメートル以上であるときは、当該教職員には、当該異動の日から３年を経過する日までの間、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額の合計額に当該異動に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1)　３００キロメートル以上　　１００分の１０

(2)　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　　１００分の５

２　前項の広域異動手当の支給割合は、同項の規定による広域異動手当の支給割合から地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、同項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

３　前２項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第１８条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学及び国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）に支給する。

２　住居手当の月額は、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

イ　月額 27,000 円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ　月額 27,000 円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から 27,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第１９条　通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である教職員を除く。

(1)　通勤のため別に定める交通機関（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする教職員

(2)　通勤のため自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員

(3)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

２　徒歩により通勤することが困難である教職員については、前項各号により通勤手当を支給することができる。

３　通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1)　第１項第１号に掲げる教職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2)　第１項第２号に掲げる教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である教職員 2,000 円
ロ　使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員　4,200 円
ハ　使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員　7,100 円
ニ　使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である教職員　10,000 円
ホ　使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である教職員　12,900 円
ヘ　使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員　15,800 円
ト　使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員　18,700 円
チ　使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員　21,600 円
リ　使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員　24,400 円
ヌ　使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員　26,200 円
ル　使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員　28,000 円
ヲ　使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員　29,800 円
ワ　使用距離が片道 60 キロメートル以上である教職員　31,600 円

(3)　第１項第３号に掲げる教職員にあっては、別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

４　転勤等により通勤の事情に変更を生じることとなった教職員で、通勤のため新幹線、特別急行列車又は有料道路を利用する場合、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円）及び前項の規定による額の合計額とする。

５　前項の規定の適用を受ける教職員のうち、静岡県内における転勤等で、かつ通勤のため新幹線を利用する教職員については、前項の規定中「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が 20,000 円を超えるときは、20,000 円）及び前項の規定による額の合計額とする。」とあるのは、「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額及び前項の規定による額の合計額とする。」と読み替えるものとする。

６　通勤手当を支給される教職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として別に定める期間をいう。

８　前７項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第２０条　業務命令による事業場を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。

２　出向協定等に基づき採用された教職員が、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給

する。
３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特殊勤務手当）
第２１条　特殊な勤務に従事する教職員に、特殊勤務手当を支給する。
２　特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（時間外労働手当）
第２２条　国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した時間（以下「時間外労働」という。）に対して、勤務１時間につき、第３５条に定める勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる率を乗じた額を時間外労働手当として支給する。
(1)　法定休日における時間外労働　１００分の１３５
(2)　前号以外の時間外労働　　１００分の１２５
(3)　前号の時間外労働の時間が、１か月に６０時間を超えた場合は、その６０時間を超えた時間に対しては、１００分の１５０（国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第４条の３の規定により、代替休暇が指定され、当該代替休暇を取得したときは、６０時間を超えた時間外労働のうち、当該代替休暇時間の指定に代えられた時間外労働の時間については、１００分の１２５）
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する教職員には適用しない。
(1)　別に定める管理職
(2)　前号以外の者で、支給されている管理職等手当が実際に支払うべき割増賃金額を上回っている教職員
(3)　支給されている教職調整手当が、実際に支払うべき割増賃金額を上回っている本学附属学校園に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭
３　支払うべき時間外労働手当が、管理職等手当及び教職調整手当を上回るときは、その差額を支給する。
４　前３項に規定するもののほか、時間外労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（深夜労働手当）
第２３条　午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命じられた教職員には、第３５条に定める時間単価に次に定める率を乗じて得た深夜労働手当を支給する。　１００分の２５
２　時間外労働が深夜労働に及んだ場合は、併給する。
（大学院調整手当）
第２４条　大学院調整手当は、本学大学院研究科（自然科学系教育部及び山岳流域研究院を含む。）の担当を命じられ、授業又は主任指導等を担当する教員に支給する。
２　大学院調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別支援学校教員調整手当）
第２５条　本学附属特別支援学校に勤務する教員には、特別支援学校教員調整手当を支給する。
２　特別支援学校教員調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別資格調整手当）
第２６条　特別資格調整手当は、教育職基本給表（一）の適用を受ける教員で、医師法に規定する医師免許証を有する者には、採用の日から３５年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。
２　特別資格調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（義務教育等教員特別手当）
第２７条　本学附属学校園に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
２　前項において、「教員」とは、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。
３　前２項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教職調整手当）

第２８条　本学附属学校園に勤務する教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教諭、養護教諭及び栄養教諭に対し教職調整手当を支給する。

２　教職調整手当は、教育職基本給表（二）及び教育職基本給表（三）の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその基本給表の２級である者には、その者の基本給月額の１００分の４に相当する額を支給する。

３　教職調整手当は、給与が第３６条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

４　前３項に規定するもののほか、教職調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特別貢献手当）

第２８条の２　特に本学に顕著な貢献があると学長が認めた教職員に、特別貢献手当を支給する。

２　第３１条から第３３条の２まで及び第３４条の２の規定にかかわらず、特別貢献手当を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、特別貢献手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第４章　賞与

（期末手当）

第２９条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員及びこれらの基準日前１か月以内に退職し、若しくは就業規則第３３条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、それぞれ第６条第２項で定める日に支給する。ただし、別に定める教職員は除く。

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当（以下「基本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として、役員会が定める。

３　前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　基本給の半減が減ぜられた場合の算定の基礎となる基本給の月額は、第３４条の規定による半減後の額による。

(2)　休職者の場合には、第３１条に規定する支給率を乗じない基本給月額による。

(3)　前基準日の翌日から当該基準日の間において、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程によらない欠勤、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第２５条及び国立大学法人静岡大学教職員介護休業等規程第１５条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒処分により給与が減額されている場合には、減額前の基本給月額による。

(4)　前項の「これらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給及び扶養手当の月額の合計額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第３９条の規定により懲戒解雇された場合

(2)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

５　前４項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第３０条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員（別に定める教職員を除く。以下

この条において同じ。）及びこれらの基準日前１か月以内に退職し、若しくは就業規則第33条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、その者に係る次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて、それぞれ第６条第２項に定める日に支給する。ただし、当該人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る勤勉手当については、基準日以前６か月以内の期間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて支給するものとする。

(1)　教員　基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第５条の４の規定に基づく人事評価

(2)　領域の長　基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(3)　部局等の長　基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(4)　副学長　基準日の属する年度の前年度に係る評価規程第11条の４の規定に基づく人事評価

(5)　職員　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第１７条第２項第２号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同項第１号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とする。

(6)　附属学校園の教員　国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

２　勤勉手当の額は、第１項の教職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額を基礎として、役員会が別に定める基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。

３　前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いは次のとおりとする。

(1)　前条第３項第１号、第３号及び第４号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(2)　前項の「基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給の月額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　前条第４項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

５　前４項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第５章　休職、休業及び病気休暇期間中の給与

（休職者の給与）

第３１条　教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第２３条第１項第１号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところに従い、休業補償給付若しくは傷病補償年金又は休業給付若しくは傷病年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

２　教職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第 23 条第１項第１号の規定による休職の場合には、その休職期間が１年（結核性疾病にあっては２年）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格調整手当及び期末手当の 100 分の 80 を支給し、その他の手当については支給しない。ただし、附属学校園教員が、結核性疾病のため長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

３　教職員が就業規則第２３条第１項第２号の規定による休職を命ぜられた場合には、その

休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当及び特別資格調整手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給し、その他の手当については支給しない。

４　就業規則第２３条第１項第３号、第５号又は第６号の規定による休職の場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給し、その他の手当については支給しない。ただし、就業規則第２３条第１項第３号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、１００分の１００以内を支給することができる。

５　就業規則第２３条第１項第４号、第７号及び第８号の規定による休職期間については、給与を支給しない。

６　第２項から第４項までの規定による基本給、地域調整手当及び広域異動手当の月額に１円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

７　第２項又は第４項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

（育児休業等の給与）

第３２条　国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　育児休業期間については、給与を支給しない。

(2)　育児休業期間中の教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

イ　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員

ロ　第３０条１項に規定するそれぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある教職員

(3)　育児休業を終了した教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(4)　育児短時間勤務の承認を受けて勤務する教職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、その者の受ける号給に応じた額に、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第１２条の規定により承認された１週間当たりの勤務時間を国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第３条に規定する１週間当たりの所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(5)　育児短時間勤務職員の第１６条、第２４条、第２５条、第２６条及び第２７条に規定する手当の額は、その者が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けることとなる手当の額に、算出率を乗じて得た額とする。

(6)　育児短時間勤務職員においては、第２９条及び第３０条に規定する「基本給の月額」は、「基本給の月額を算出率で除して得た額」と読み替える。

(7)　育児短時間勤務職員においては、第２２条第１項の規定は、「国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、第３５条に定める時間単価に次の各号に掲げる率を乗じて得た時間外労働手当を支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第２号に掲げる勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が８時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間あたりの給与額に、１００分の１００を乗じて得た額とする。」と読み替える。

(8)　教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第３６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(9)　前８号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等の給与）

第３３条　国立大学法人静岡大学教職員介護休業等に関する規程により介護休業をする教職員の給与については、第３６条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない１時間について第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第３６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（自己啓発等休業の給与）

第３３条の２　国立大学法人静岡大学教職員自己啓発等休業規程により自己啓発等休業をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　自己啓発等休業の期間については、給与を支給しない。

(2)　自己啓発等休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(3)　前２号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項については、別に定める。

（基本給の半減）

第３４条　教職員が、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第８条の規定に基づき承認された病気休暇の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇の期間（一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。）につき、基本給並びに大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当の半額を減ずる。ただし、同条第１項各号に掲げる場合を除く。

（長期欠勤の給与）

第３４条の２　教職員が月の初日から末日まで全日数にわたって欠勤した場合は、基本給及び諸手当を支給しない。

第６章　給与の計算

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第３５条　第２２条及び第２３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額、大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（給与の減額）

第３６条　教職員が所定労働時間の一部又は全部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務１時間あたりの給与額（円未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

２　前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の基本給に対する額、地域調整手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額を、次の各号に掲げるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

(1)　基本給に対応する額の減額

基本給の月額÷１か月の平均所労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により基本給を全額支給しない。

(2)　地域調整手当に対応する額の減額

（基本給の月額＋基本給の月額に対する地域調整手当）÷１か月の平均所定労働時数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数－基本給の月額÷１か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により地域調整手当を全学支給しない。

(3)　広域異動手当に対応する額の減額

（基本給の月額＋基本給の月額に対する広域異動手当）÷１か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数－基本給の月額÷１か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により広域異動手当を全額支給しない。

３　第１項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における勤務しなかった時間数の合計である。なお、合計時間数に１時間未満の端数が生じたときは、３０分以上の端数は１時間に切り上げ、３０分未満の端数は切り捨てる。

（日割計算）

第３７条　新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

２　教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

３　教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

５　前４項の規定は、第１６条に規定する管理職等手当、第１７条に規定する地域調整手当及び第１７条の２に規定する広域異動手当の支給について準用する。

（端数計算）

第３８条　第２２条及び第２３条の規定により勤務１時間につき支給する時間外労働手当及び深夜労働手当並びに第３２条、第３３条及び第３４条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第３９条　この規程により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特別職基本給表を適用する教職員の取扱い）

第４０条　この規程において、特別職基本給表を適用する教職員にあっては、第１１条、第１２条、第１５条から第１８条及び第２０条から第２８条までの規定は、適用しない。

２　特別職基本給表を適用する教職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いは、学長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（基本給表の適用に関する経過措置）

第２条　第１条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、一般職の教職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）（以下「給与法」という。）第６条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第３条第２項に規定する基本給表は、行政職俸給表については一般職基本給表とし、教育職俸給表については教育職基本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職基本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職基本給表（二）とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

２　承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第６条第１項に規定する指定職俸給表の適用を受けていた教職員で、施行日において引き続き部局長の職にある者にあっては、その職を終了するまでの間は、特別職基本給表を適用するものとする。

（基本給月額）

第３条　前条の適用を受ける教職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる教職員については、施行日の前日に受けていた号俸を受け

るに至った時を基礎とし基本給月額を決定する。

（諸手当に関する経過措置）

第４条　承継教職員にかかる諸手当については、施行日の前日に認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして、取り扱うこととする。

（昇給停止に関する経過措置）

第５条　承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の教職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１０年法律１２０号）附則第１１項から第１３項までの適用を受けている教職員の昇給については、この規程第１１条第３号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

（休職者の給与）

第６条　承継職員のうち、施行日の前日において給与法第２３条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員の施行日における第３１条に規定する休職者の給与は、従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から平成２２年３月３１日までの間、第１１条第２項及び第３項中「４号給」を「３号給」と、「３号給」を「２号給」と、「２号給」を「１号給」とそれぞれ読み替える。

３　施行日の前日において国立大学法人静岡大学教職員給与規程の適用を受けていた職員の施行日における基本給月額は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成１８年６月３０日から施行する。

２　一般教職員の基準号給数は、勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1)　勤務成績が特に良好である一般教職員　　８号給

(2)　勤務成績が良好である一般教職員　　４号給

(3)　勤務成績が良好であると認められない一般教職員　３号給以下

３　別表第９及び前項の規定にかかわらず、平成１９年１月１日における第１２条の昇給号給数については、特定教職員は表ア、一般教職員は表イに定める号給数とする。

表ア　特定教職員の平成１９年１月１日における昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
５５歳未満	５号給	３号給	１号給	0	0
５５歳以上	２号給	１号給	0	0	0

備考

平成１８年４月２日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

表イ　一般教職員の平成１９年１月１日における昇給号給数

昇給区分	特に良好	良　好	良好であると認められない
５５歳未満	５号給	２号給	１号給又は０（注）
５５歳以上	２号給	0	0

備考

１　一般職基本給表（二）の適用者は、「５５歳未満」を「５７歳未満」に、「５５歳以上」を「５７歳以上」とする。

２　平成１８年４月２日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

３　(注)は、学長が昇給させることが適当でないと認める場合とする。

附　則

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年１月２日から平成２２年１月１日までの間における第１２条第２項の号給数については、別表第９にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
５５歳未満	７号給	５号給	３号給 （特定教職員は ２号給）	１号給	0
５５歳以上	３号給	２号給	１号給	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「５５歳未満」を「５７歳未満」に、「５５歳以上」を「５７歳以上」とする。

３　平成２０年３月３１日までの間においては、第１７条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

４　第１７条の２の規定は、平成１６年４月２日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動の日以後」とする。

附　則

この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年３月１日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

２　育児短時間勤務職員となった者については、静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額の切替細則第５条第１項には該当しないものとし、同条第２項を適用する。

附　則

この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、次項から附則第５項までの規定は、平成２３年１月１日から施行する。

（５５歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給）

２　平成３０年３月３１日までの間、教職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が、５５歳以上に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　基本給月額　当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第３４条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額（第３４条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の基本給月額からその半額を減じた額）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））

(2)　地域調整手当　当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）

(3)　広域異動手当　当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）

(5)　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率（期末手当及び勤勉手当支給細則第３条第３項に規定する基準日前６か月以内の期間における勤務期間の区分に応じて定める割合をいう。以下同じ。）及び成績率（同項に規定する役員会が別に定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）

(6)　第３１条第１項から第４項まで又は第７項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第３１条第１項　前各号に定める額

ロ　第３１条第２項　第１号から第４号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第３１条第３項　第１号から第３号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３１条第４項　第１号から第４号までに定める額に同項の規定により当該特定

職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第３１条第７項　第４号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額（同条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	６級
教育職基本給表（一）	５級
教育職基本級表（二）	４級
教育職基本級表（三）	４級
医療職基本級表（一）	６級
医療職基本級表（二）	６級

３　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項については、人事院規則で定める取扱いを準用する。

４　第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての、第２２条、第２３条、第３２条第１項第８号、第３３条第１項及び第２項並びに第３６条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第３５条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（平成２３年４月１日における号給の調整）

５　平成２３年４月１日（以下「調整日」という。）において、一般職基本給表、教育職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける４３歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成２２年１月１日（以下「調整対象昇給日」という。）において、第１１条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との均衡上必要と認められるものとして学長が別に定める教職員の調整日における号給は、この項に規定する調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（調整対象昇給日に昇給した教職員のうち調整の対象から除かれる教職員）

６　前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員については、同項の規定は適用しない。

(1)　調整対象昇給日における昇給後の号給数が、職務の級の最高の号給であるもの

(2)　調整対象昇給日の前年の昇給日（平成２１年１月１日）以後に採用された教職員で、調整対象昇給日の昇給数が本学教職員給与規程第１２条第３項の規定により決定された昇給数（以下「期間割昇給号給数」という。）である教職員であって、当該期間割昇給号給数と抑制措置（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成１９年４月１日改正）附則第２項の規定による措置をいう。）がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの

(3)　前各号に掲げる教職員に相当するものとして学長が別に定めるもの

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（平成２４年４月１日における号給の調整）

２　平成２４年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第１１条の規定による昇給その他号給の決定の状況

（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２４年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

（平成２５年４月１日における号給の調整）

３　平成２５年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２５年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

（平成２６年４月１日における号給の調整）

４　平成２６年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２６年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

２　施行日の前日に改正前国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第４項に規定する特別料金等の額の２分の１に相当する額が支給されている教職員のうち、施行日の前日に改正前特別料金等相当額にかかる通勤手当支給細則第８条の３第１項第１号ただし書きに規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）が終期に達していない教職員については、支給単位期間のうち終期に達していない期間にかかる改正前立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第５項、改正前通勤手当支給細則第８条の２第２項及び同条第３項に規定する額を施行日の属する給与支給日に返納の上、改正後国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第３項第１号又は同条同項第３号に規定する運賃等相当額及び同条第４項に規定する特別料金等の額に相当する額を施行日の属する給与支給日に支給する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年１２月２４日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

２　平成２６年４月１日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

３　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給

与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成２７年１月１日における昇給に関する特例）

４　平成２７年１月１日における第１１条第３項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とし、第１２条第１項の号給数については、別表第９にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55 歳未満	7 号給	5 号給	3 号給（特定教職員は 2 号給）	1 号給	0
55 歳以上	1 号給	0	0	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「55 歳未満」を「57 歳未満」に、「55 歳以上」を「57 歳以上」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

２　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

３　教職員の基本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号による。

(1)　切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項（国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項において準用する場合を含む。）の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

(2)　切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給を支給する。

(3)　切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前２号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前２号の規定に準じて、基本給を支給する。

４　前項の規定による基本給を支給される教職員に関する国立大学法人静岡大学教

職員給与規程第２８条第２項及び第３５条並びに期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定の適用については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行）附則第３項の規定による基本給の額との合計額」とする。

（５５歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給）

５　国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項中「当分の間」を「平成３０年３月３１日までの間」に改める。

（広域異動手当に関する特例）

６　切替日から平成２８年３月３１日までの間に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１７条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

７　切替日前に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１７条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

附　則

この規程は、平成２７年４月２４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２８年３月１日から施行する。ただし、第１９条の改正規定は平成２８年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第３条別表第１から第７までの規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行。以下「平成２７年教職員給与規程」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成２７年教職員給与規程附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年３月１日から施行する。ただし、第１５条の改正規定は平成２９年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第３条別表第１から第７までの規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行。以下「平成２７年教職員給与規程」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含

む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成２７年教職員給与規程附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

（令和２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

４　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき 6,500 円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 10,000 円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 8,000 円（教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については 10,000 円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については 9,000 円）」とする。

５　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」とする。

６　平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３０年３月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、附則第３項の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

（給与の内払）

２　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年３月２７日規程第３０５号。以下「平成２７年教職員給与規程」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成２７年教職員給与規程附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

（平成３０年４月１日における号給の調整）

３　平成３０年４月１日において３７歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるもの及び特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成２７年１月１日において第１１条の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると学長が認める教職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用

がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成３１年３月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和２年３月１日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定及び附則第４項の規定は令和２年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第３条別表第１から第７までの規定は、平成 31 年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正前の教職員給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

４　第１８条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の教職員給与規程第 18 条の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月 31 日までの間、改正後の教職員給与規程第 18 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一　改正後の教職員給与規程第 18 条各項のいずれにも該当しないこととなる教職員

二　旧手当額から改正後の教職員給与規程第 18 条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる教職員

５　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和３年１月１日の昇給については、この規程による改正後の第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　令和２年６月１日及び令和２年 12 月１日を基準日とする勤勉手当については、この規程による改正後の第 30 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和３年６月 10 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行し、令和４年３月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年 12 月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年９月 28 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和５年 12 月１日から施行する。

2　当分の間、就業規則第２条に規定する附属学校園教員及び職員（以下「職員等」という。）の基本給月額は、当該職員等が 60 歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員等に適用される基本給表の基本給月額のうち、第３条の規定により当該職員等の属する職務の級並びに号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

3　前項の規定は、就業規則第 20 条の５第１項又は第２項の規定により、特定日以後も引き続き管理監督職を占める職員等には適用しない。

4　特定日に就業規則第 20 条の３に規定する他の職への降任等された職員等であって、附則第２項の規定により当該職員等の受ける基本給月額（以下「特定日基本給月額」という。）が他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日に当該職員等が受けていた基本給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎基本給月額」という。）に達しないこととなる職員等には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員等の受ける基本給月額のほか、基礎基本給月額と特定日基本給月額との差額に相当する額を基本給として支給する。

5　附則第２項の規定により当該職員等の受ける基本給月額と前項の規定による基本給の額との合計額が第３条の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の基本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎基本給月額と特定日基本給月額」とあるのは、「第３条の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の基本給月額と当該職員等の受ける基本給月額」とする。

6　附則第２項の規定の適用を受ける職員等（附則第４項の規定の適用を受ける職員等を除く。）であって、同項の規定による基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

7　附則第４項又は前項の規定による基本給を支給される職員等以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員等であって、雇用の事情を考慮して当該基本給を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける基本給月額のほか、別に定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を基本給として支給する。

8　附則第４項又は前２項の規定による基本給を支給される職員等に対する第 29 条第２項及び第 30 条第２項の規定の適用については、これらの規定中「基本給」とあるのは、「基本給月額と附則第４項、第６項又は第７項の規定による基本給の額との合計額」とする。

9　就業規則第 20 条の３の規定により、管理監督職以外の職へ降任をする者については、第 13 条第２項の規定にかかわらず、附則第２項を適用するものとする。

附　則

この規程は、令和６年 12 月 25 日から施行し、令和６年 12 月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替）

２　施行日の前日において国立大学法人静岡大学教職員給与規程の適用を受けていた職員の施行日における基本給月額は、別に定める。

（令和８年３月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

３　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間は、改正後の教職員給与規程第 15 条第２項の規定にかかわらず、一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上である者及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上の者を除き、扶養親族たる配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）について月額 3,000 円を支給する。

４　令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間は、改正後の教職員給与規程第 15 条第３項の規定の適用については、同項中「前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 13,000 円」とあるのは「前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 11,500 円」とする。

別表第1（第3条関係）

一般職基本給表（一）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第3（第3条関係）
教育職基本給表（一）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	256,000	302,600	372,100	416,300		
22	257,500	305,000	373,300	417,400		
23	259,000	307,400	374,500	418,500		
24	260,500	309,600	375,600	419,700		
25	262,000	311,800	376,700	420,600		
26	263,700	313,800	378,100	421,700		
27	265,400	315,800	379,400	422,800		
28	267,100	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,700	337,000	394,100	435,200		
40	283,800	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,300	340,500	400,800	440,100		
46	289,300	341,000	401,800	441,000		
47	290,200	341,500	402,800	442,000		
48	291,100	341,900	403,700	442,900		
49	292,100	342,300	404,900	443,800		
50	292,600	342,700	406,300	444,700		
51	293,100	343,100	407,700	445,700		
52	293,700	343,500	409,100	446,600		
53	294,200	343,900	409,900	447,600		
54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		
59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,000		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	304,000	353,600	424,300	462,100		
78	304,400	354,100	424,600	462,400		
79	304,800	354,600	425,000	462,700		
80	305,200	355,100	425,300	463,000		
81	305,500	355,600	425,600	463,300		
82	305,900	356,300	426,000	463,800		
83	306,300	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			
88	308,100	360,100	427,800			
89	308,600	360,600	428,100			
90	309,000	361,000	428,400			
91	309,400	361,400	428,700			
92	309,800	361,800	429,000			
93	310,200	362,200	429,300			
94	310,700	362,600	429,600			
95	311,200	363,100	429,900			
96	311,600	363,500	430,200			
97	311,800	364,100	430,500			
98	312,200	364,600	430,800			
99	312,600	365,000	431,100			
100	313,000	365,500	431,400			
101	313,200	365,900	431,700			
102	313,600	366,400	432,000			
103	313,900	366,700	432,300			
104	314,400	367,100	432,600			
105	314,800	367,600	432,800			
106	315,100	368,000				
107	315,400	368,500				
108	315,700	369,000				
109	315,900	369,400				
110	316,200	369,900				
111	316,600	370,300				
112	317,000	370,700				
113	317,300	371,100				
114	317,700	371,500				
115	318,000	371,900				
116	318,300	372,300				
117	318,600	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,200	374,600				
123	320,400	375,100				
124	320,700	375,400				
125	321,000	375,800				
126	321,200	376,300				
127	321,500	376,800				
128	321,800	377,200				
129	322,100	377,600				
130	322,400	378,100				
131	322,800	378,600				
132	323,000	379,100				
133	323,200	379,600				
134	323,500	380,100				
135	323,800	380,600				
136	324,000	381,100				
137	324,300	381,600				
138	324,500	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,400	383,600				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
142	325,800					
143	326,200					
144	326,600					
145	326,800					
146	327,200					
147	327,500					
148	327,900					
149	328,100					
150	328,500					
151	328,800					
152	329,200					
153	329,400					
154	329,800					
155	330,200					
156	330,600					
157	330,800					

別表第４（第３条関係）
教育職基本給表（二）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	199,900	246,300	377,100	451,900
2	202,200	247,800	378,600	453,800
3	204,500	249,200	380,000	455,700
4	206,700	250,600	381,400	457,600
5	208,900	252,000	382,500	459,200
6	211,200	253,300	384,000	460,900
7	213,400	254,600	385,500	462,800
8	215,600	255,900	386,900	464,500
9	217,800	257,100	388,300	466,200
10	220,000	258,300	389,800	467,800
11	222,200	259,600	391,300	469,300
12	224,400	260,900	392,800	470,800
13	226,600	262,200	394,200	472,200
14	228,800	264,100	395,700	473,500
15	231,000	265,900	397,200	474,800
16	233,200	267,700	398,700	476,100
17	235,100	269,300	400,300	477,200
18	236,900	271,600	401,800	477,900
19	238,600	273,900	403,300	478,600
20	240,300	276,200	404,700	479,300
21	241,900	278,200	406,100	479,900
22	243,200	280,400	407,500	
23	244,500	282,600	408,900	
24	245,800	284,700	410,100	
25	247,000	286,700	411,400	
26	248,200	288,600	412,800	
27	249,400	290,500	414,200	
28	250,600	292,300	415,600	
29	251,800	294,000	416,800	
30	253,000	295,900	418,300	
31	254,200	297,700	419,800	
32	255,400	299,400	421,300	
33	256,500	301,000	422,700	
34	257,800	302,900	424,400	
35	259,100	304,700	426,100	
36	260,400	306,400	427,700	
37	261,800	307,900	429,100	
38	263,200	309,600	430,700	
39	264,500	311,400	432,300	
40	265,800	313,100	433,900	
41	267,000	314,500	435,500	
42	268,000	316,400	437,000	
43	269,000	318,200	438,200	
44	269,900	319,900	439,400	
45	270,600	321,600	440,500	
46	271,400	323,500	441,900	
47	272,200	325,200	443,300	
48	273,000	326,900	444,600	
49	273,900	328,700	445,500	
50	274,700	330,500	446,800	
51	275,400	332,300	448,000	
52	276,200	334,000	449,200	
53	277,000	335,600	450,200	
54	277,800	336,900	451,400	
55	278,600	338,200	452,600	
56	279,400	339,500	453,800	
57	280,000	340,900	455,000	
58	280,600	342,500	455,500	
59	281,400	344,000	455,900	
60	282,300	345,600	456,300	
61	283,200	347,000	457,000	
62	283,800	348,600		
63	284,600	350,200		
64	285,300	351,700		
65	286,300	353,200		
66	287,100	354,800		
67	287,900	356,400		
68	288,600	357,900		
69	289,300	359,400		
70	290,000	361,000		

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	290,700	362,600		
72	291,300	364,100		
73	292,200	365,700		
74	292,900	367,300		
75	293,600	368,900		
76	294,200	370,400		
77	294,800	371,900		
78	295,600	373,300		
79	296,400	374,700		
80	297,100	376,000		
81	297,500	377,200		
82	298,300	378,700		
83	299,100	380,200		
84	299,900	381,600		
85	300,300	382,700		
86	301,200	384,100		
87	301,900	385,400		
88	302,600	386,700		
89	303,200	387,800		
90	304,100	389,100		
91	304,900	390,200		
92	305,700	391,400		
93	306,300	392,300		
94	307,000	393,600		
95	307,700	394,900		
96	308,400	396,200		
97	309,300	397,500		
98	310,100	398,500		
99	310,900	399,500		
100	311,600	400,500		
101	312,400	401,200		
102	313,300	402,200		
103	314,200	403,300		
104	315,000	404,400		
105	315,600	405,400		
106	316,300	406,200		
107	317,100	407,000		
108	317,800	407,800		
109	318,600	408,600		
110	318,800	409,400		
111	319,300	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,900		
114	320,900	412,600		
115	321,500	413,300		
116	322,000	414,000		
117	322,300	414,400		
118	322,800	415,000		
119	323,200	415,500		
120	323,700	415,900		
121	324,000	416,100		
122	324,600	416,400		
123	325,200	416,700		
124	325,800	416,900		
125	326,200	417,100		
126	326,500	417,400		
127	326,800	417,700		
128	327,000	417,900		
129	327,200	418,100		
130	327,500	418,400		
131	327,800	418,700		
132	328,000	418,900		
133	328,200	419,100		
134	328,400	419,400		
135	328,600	419,700		
136	329,000	419,900		
137	329,200	420,100		
138	329,400	420,400		
139	329,700	420,700		
140	330,000	420,900		
141	330,200	421,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
142	330,400	421,400		
143	330,700	421,700		
144	330,900	421,900		
145	331,200	422,100		
146	331,400			
147	331,600			
148	331,800			
149	332,200			
150	332,400			
151	332,600			
152	332,900			
153	333,200			

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7，700円を加算した額とする。

別表第5（第3条関係）
教育職基本給表（三）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	199,900	220,700	348,700	435,900
2	202,200	223,100	350,200	437,200
3	204,500	225,500	351,700	438,400
4	206,700	227,900	353,200	439,700
5	208,900	230,300	354,700	440,800
6	211,200	232,800	356,100	441,900
7	213,400	235,300	357,500	443,200
8	215,600	237,800	358,900	444,400
9	217,800	240,000	360,300	445,700
10	220,000	241,600	361,600	446,900
11	222,200	243,200	362,900	447,900
12	224,400	244,800	364,200	449,000
13	226,600	246,300	365,400	450,000
14	228,800	247,800	366,700	450,800
15	231,000	249,200	367,900	451,600
16	233,200	250,600	369,100	452,500
17	235,100	252,000	370,300	453,400
18	236,900	253,300	371,500	453,900
19	238,600	254,600	372,700	454,400
20	240,300	255,900	373,800	454,900
21	241,900	257,100	374,900	455,400
22	243,200	258,300	376,100	
23	244,500	259,600	377,300	
24	245,800	260,900	378,400	
25	247,000	262,200	379,400	
26	248,200	264,100	380,700	
27	249,400	265,900	382,000	
28	250,600	267,700	383,200	
29	251,600	269,300	384,100	
30	252,900	271,600	385,300	
31	254,100	273,900	386,500	
32	255,300	276,200	387,600	
33	256,400	278,200	388,600	
34	257,600	280,400	389,900	
35	258,800	282,600	391,200	
36	260,000	284,700	392,500	
37	261,200	286,700	393,700	
38	262,400	288,600	395,000	
39	263,600	290,500	396,200	
40	264,800	292,300	397,400	
41	265,900	294,000	398,300	
42	267,000	295,900	399,700	
43	268,100	297,700	400,900	
44	269,200	299,400	401,900	
45	270,200	301,000	402,800	
46	271,000	302,900	403,900	
47	271,800	304,700	405,000	
48	272,600	306,400	406,200	
49	273,300	307,900	407,200	
50	274,100	309,600	408,400	
51	274,800	311,400	409,700	
52	275,500	313,100	410,900	
53	276,300	314,500	412,300	
54	277,100	316,400	413,500	
55	277,900	318,200	414,600	
56	278,600	319,900	415,700	
57	279,300	321,600	416,700	
58	280,100	323,500	417,800	
59	280,900	325,200	418,900	
60	281,600	326,900	420,000	
61	282,100	328,700	420,900	
62	282,800	330,500	421,700	
63	283,500	332,300	422,400	
64	284,100	334,000	422,900	
65	284,900	335,600	423,200	
66	285,600	336,900	423,600	
67	286,300	338,200	424,100	
68	287,000	339,500	424,600	
69	287,700	340,900	424,800	
70	288,500	342,400	425,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	289,200	343,900	425,400	
72	289,900	345,400	425,600	
73	290,400	346,600	425,900	
74	291,100	348,100	426,300	
75	291,800	349,600	426,600	
76	292,400	351,100	426,900	
77	293,000	352,600	427,300	
78	293,700	354,100	427,600	
79	294,300	355,600	427,900	
80	294,900	357,100	428,100	
81	295,400	358,500	428,300	
82	296,000	359,900		
83	296,600	361,300		
84	297,200	362,600		
85	297,700	363,800		
86	298,200	365,000		
87	298,700	366,200		
88	299,200	367,300		
89	299,600	368,400		
90	300,200	369,500		
91	300,700	370,600		
92	301,200	371,700		
93	301,500	372,800		
94	302,000	374,000		
95	302,500	375,100		
96	302,900	376,200		
97	303,300	377,000		
98	303,800	378,100		
99	304,300	379,100		
100	304,700	380,100		
101	305,100	380,600		
102	305,500	381,500		
103	305,900	382,300		
104	306,200	383,100		
105	306,400	384,000		
106	306,700	385,000		
107	307,000	385,900		
108	307,200	386,800		
109	307,400	387,800		
110	307,600	388,700		
111	307,800	389,500		
112	308,100	390,300		
113	308,400	391,000		
114	308,600	392,000		
115	308,800	393,000		
116	309,100	394,000		
117	309,500	394,800		
118	309,700	395,400		
119	310,000	396,100		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	399,900		
126		400,700		
127		401,300		
128		402,000		
129		402,600		
130		403,100		
131		403,500		
132		403,900		
133		404,400		
134		404,700		
135		405,000		
136		405,300		
137		405,600		
138		405,900		
139		406,200		
140		406,500		
141		406,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
142		407,100		
143		407,400		
144		407,700		
145		407,900		
146		408,200		
147		408,500		
148		408,700		
149		408,900		
150		409,200		
151		409,500		
152		409,700		
153		409,900		
154		410,200		
155		410,500		
156		410,700		
157		410,900		

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7，500円を加算した額とする。

別表第6（第3条関係）
医療職基本給表（一）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					
110								
111								
112								
113								

別表第7（第3条関係）
医療職基本給表（二）

R7.4.1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

別表第8（第3条関係）

特別職基本給表　　R 6. 12. 1-

号給	基本給月額
	円
1	570,000
2	630,000
3	710,000
4	770,000
5	820,000
6	900,000
7	970,000
8	1,040,000
9	1,120,000
10	1,190,000

別表第9(第12条関係)
教職員昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	8号給	6号給	4号給 (特定教職員のうち一般職基本給表(一)7級の職員は3号給)	2号給	0
55歳以上及び特定教職員(一般職基本給表(一)7級の職員を除く)	2号給	1号給	0	0	0

(削除)